

調達要求番号：BP-25D1-211249

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	特殊書庫	D I H - L K - 2 0 0 1 1	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	令和 2年 6月 22日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	情報本部計画部

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、情報本部において使用する特殊書庫（以下、「本製品」という。）の調達について規定する。

2. 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本契約の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。なお、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先される。

a) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

防衛省所管物品管理規則（平成19年防衛庁訓令第115号）

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

3. 製品に関する要求

3. 1 一般的要求事項

本製品は、**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**に適合するものとする。

3. 2 品名及び製品名

本製品の品名及び製品名は、調達品目表による。

3. 3 特別な要求

施錠装置については、修理及び部品の交換が可能な構造であるものとする。

4. 品質保証

監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。

5. 出荷条件

5. 1 包装

包装は，商慣習による。

5. 2 包装の表示

包装の表示は，商慣習による。

6. 立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入り等は，次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は，本契約の履行にあたり，立入禁止場所への立入りが必要な場合には，**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき事前に官側へ申請を行い，許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入りの申請を行うにあたっては，秘密保全に対する意識が十分に涵養されている，立入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては，官側の立会者の統制に従うこと。

7. 提出書類

7. 1 納品書

契約の相手方は，**防衛省所管物品管理規則**に基づく納品書を3部作成し，検査官へ提出するものとする。

8. その他

作業に際し，事故防止及び防災に努めること。隊員，部外者及び施設に障害・損害を与えた場合は，契約の相手方が補償・復旧すること。

9. 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義を生じた場合は，速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達品目表

No	品名	カタログ製品名 a)	数量	単位
1	特殊書庫	特殊書庫（1号） 東洋事務器 TS-101B 又は同等以上のもの（他社の製品を含む） （外寸（基準）：W880×D475×H1,790、重量（基準）97.0kg、 棚板（基準）：6枚（可動）、施錠装置：ダイヤル錠とシリ ンダー錠の2重施錠方式以上、ダイヤル変換：ユーザーがダイ ヤル番号を100万変換以上可能）、ダイヤル開錠番号変換 要領の添付	5	台
2	特殊書庫	特殊書庫（2号） 東洋事務器 TS-102B 又は同等以上のもの（他社の製品を含む） （外寸（基準）：W515×D475×H880、重量（基準）34.5kg、棚 板（基準）：2枚（可動）、施錠装置：ダイヤル錠とシリ ンダー錠の2重施錠方式以上、ダイヤル変換：ユーザーがダイ ヤル番号を100万変換以上可能）、ダイヤル開錠番号変換要 領の添付	3	台
		以下余白		

注 a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。